

| | |
|----------|----------|
| 学域名 | 人間社会学域 |
| 学類名 | 法学類 |
| コース(専攻)名 | 企業関係法コース |

2020年度以降入学者用

| | |
|--|---|
| 学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針) 法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の導入によって、多様な形で討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学<グローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。 | コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針) 【企業関係法コース】 金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。 ○学修成果 1 法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している 2 法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 3 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している 4 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 5 企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業活動にとって必要な知識と能力を身につけている |
|--|---|

学類のCP(カリキュラム編成方針)、コースのCP(カリキュラム編成方針) **公共法政策コースの学習成果(◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)**

| | |
|---|--|
| 【学類のCP】 法学類では、法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果1)学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり法学類では公共法政策・企業関係法・総合法学という3つのコースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る(学修成果3・5)。また初學者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で、3,4年次には、学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4)【コースのCP】 1、2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・個人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする専門科目群」「企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る専門科目群」「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、企業活動にとって必要な専門知識や能力を修得する(学修成果3・5)。 | 法律学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係の相互関係を理解する。(専門基礎科目) 社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や、政治学・政策学の基礎を理解する。(基本科目Ⅱ:企業関係法系) 企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(基本科目Ⅱ:企業関係法系) 国・地方公共団体・個人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。(基本科目Ⅲ) 国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(公法学分野)を得る。(応用科目Ⅰ) 国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(政治学分野)を得る。(応用科目Ⅱ) 企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る。(応用科目Ⅲ) 法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。(応用科目Ⅳ) 法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。(選択科目) 法律実務や行政・企業の現場に触れること、あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて、能動的な思考力や行動力を得る。(法律実務・インターンシップ・特講) 外国語の能力を高める。(外国語系科目) 法律学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。(演習科目) |
|---|--|

コース(専攻)のカリキュラム

| 科目番号 | 授業科目名 | 学生の学習目標 | 学年 | 前期Q1/Q2 | 後期Q3/Q4 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--|----|---------|---------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 12001 | 法学概論 | 法学類が提供する講義の広がりや理解できる。法律学に関する基本的な用語法を理解できる。 | 1 | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 12004 | 政治学A | 政治学理論、民主的政治、統治制度、政策過程について、基礎的な概念や知識を身につけ、大卒の社会人にふさわしい社会常識が習得できるようになること。 | 1 | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 12006 | 政治学B | 政治学理論、民主的政治、国際政治、国際関係について、基礎的な概念や知識を身につけ、大卒の社会人にふさわしい社会常識が習得できるようになること。 | 1 | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 12012 | 民法入門A | 民法のうち特に民法分野の全体像と、関連する法分野との相互関係を理解する。 | 1 | | * | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 12013 | 民法入門B | 民法のうち特に民事手続法分野の全体像と、関連する法分野との相互関係を理解する。 | 1 | | * | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 32021 | 憲法(人権)A | 1. 近代立憲主義とその変容(現代立憲主義)に関して歴史的な理解を深めること。 2. 近代人権思想の形成に関する古典への理解を深めること。 3. 日本国憲法の下で形成されてきた人権規定に関する解釈学説及び判例の動向をふまえて、自らの解釈を確立すること。 | 1 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32022 | 憲法(人権)B | 1. 近代立憲主義とその変容(現代立憲主義)に関して歴史的な理解を深めること。 2. 近代人権思想の形成に関する古典への理解を深めること。 3. 日本国憲法の下で形成されてきた人権規定に関する解釈学説及び判例の動向をふまえて、自らの解釈を確立すること。 | 1 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32023 | 憲法(統治)A | 日本国憲法の基本原理に関する判例・学説を「理解」する。 | 2 | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 32024 | 憲法(統治)B | 日本国憲法・憲法附属法の定める統治機構の詳細を「理解」する。 | 2 | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 32025 | 行政法総論A | 多種多様な行政法規の規範構造(行政活動にかかわる法的仕組み)を、「行政法総論」とりわけ行政法の基本的仕組みや基本原理の学習を通じて理解・把握する能力を養う。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32026 | 行政法総論B | 多種多様な行政法規の規範構造(行政活動にかかわる法的仕組み)を、「行政法総論」とりわけ諸々の行政活動類型に関する実体的・手続的ルールに関する学習を通じて理解・把握する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32027 | 刑法総論A | 全犯罪共通の成立要件前半部を体系的に理解する。 | 2 | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 32028 | 刑法総論B | 全犯罪共通の成立要件後半部を体系的に理解する。 | 2 | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 32029 | 刑法各論A | 刑法典上の諸犯罪前半部の成立要件を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32030 | 刑法各論B | 刑法典上の諸犯罪後半部の成立要件を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32031 | 国際法A | 国際法の基礎知識を習得し、その知識を基礎として国際問題に国際法を適用し結論を導く法的思考を身につける。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32032 | 国際法B | 国際法の基礎知識を習得し、その知識を基礎として国際問題に国際法を適用し結論を導く法的思考を身につける。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32033 | 公共政策論A | 1. 公共政策に関わる学問の概要を理解できる。 2. 公共政策の実施主体の事情を理解できる。 3. 公私関係の変化を理解できる。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32034 | 公共政策論B | 1. 公共政策に関わる学問の概要を理解できる。 2. 公共政策の実施主体の事情を理解できる。 3. 公私関係の変化を理解できる。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32035 | 政治思想史A | 「国家は何のために存在するか」「市民の権利と人間の権利はどう異なるか」といった一見抽象的で答えがそうにない、政治哲学的な問いに対して、学問的に裏付けられた「答え」ができるように、政治哲学に固有の発想法、関連文献の読み方などを身につける。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32036 | 政治思想史B | 「自由とは何か」「平等とは何か」「政府は何を目的とするべきか」といった、一見抽象的で答えを出しにくい、近代政治哲学の基本的な問いに対して、学問的に裏付けられた「答え」ができるように、政治哲学に固有の発想法、関連文献の読み方などを身につける。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32037 | 地方政府論 | 地方自治や地方政府に関する基本概念や諸制度を理解することができる。各項目の基本的論点を理解し、自分の意見を明確にすることができる。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32061 | 民法総則A | 民法総則に関わる基本概念や諸制度を理解する。権利の主体、法律行為、意思表示等に関わる重要な判例、学説を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32062 | 民法総則B | 民法総則に関わる基本概念や諸制度を理解する。代理、時効、法人に関する重要な判例、学説を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32063 | 物権法A | 物権に関わる基本概念や諸制度を理解する。物権に関わる重要な判例、学説を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32064 | 物権法B | 担保物権に関わる基本概念や諸制度を理解する。担保物権に関わる重要な判例、学説を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32065 | 債権総論A | 債権総論に関わる基本概念や諸制度を理解する。特に債権の意義、債権の効力等に関わる重要な判例、学説を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32066 | 債権総論B | 債権総論に関わる基本概念や諸制度を理解する。特に多数当事者の債権関係、債権の消滅等に関わる重要な判例、学説を理解する。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32067 | 債権各論A | 債権総論で学習したことを基礎に、契約法に関する基本概念や諸制度を理解する。契約法に関する重要な判例、学説について理解する。 | 3 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32068 | 債権各論B | 債権総論で学習したことを基礎に、不法行為法等に関する基本概念や諸制度を理解する。不法行為法、不当利得等に関する重要な判例、学説について理解する。 | 3 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32069 | 会社法A | 会社法の条文を読めるようになること。会社法を体系的に理解すること。会社法を具体的な問題にあてはめて、それを解決する方法を理解すること。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32070 | 会社法B | 会社法の条文を読めるようになること。会社法を体系的に理解すること。会社法を具体的な問題にあてはめて、それを解決する方法を理解すること。 | 2 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 32418 | 税財政法A | 所得税・法人税の課税ルールを素材として、そのようなルールのあり方が税負担額や行動選択などの面で納税者にとどのような影響を与えるのかを説明できるように。課税ルールの根拠について理解を深め、課税に関する政策を論ずるための基礎的な能力を身につける。 | 3 | | * | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |

| 学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針) | | | | コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|--|----|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の導入によって、多様な形での討論を通して法学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学<グローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。</p> | | | | <p>【企業関係法コース】 金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。</p> <p>○学修成果 1 法学・政治学の学問体系の骨格を理解している 2 法学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 3 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している 4 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 5 企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業活動にとって必要な知識と能力を身につけている</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学類のCP(カリキュラム編成方針)、コースのCP(カリキュラム編成方針) | | | | <p>公共政策コースの学習成果(◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【学類のCP】 法学類では、法学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果1)、学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり法学類では公共政策・企業関係法・総合法学という3つのコースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで、学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る(学修成果3・5)。 また、初學者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的な能力を身につけた上で、3、4年次には、学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4)。 【コースのCP】 1、2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする専門科目群」「企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る専門科目群」「法学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、企業活動にとって必要な専門知識や能力を修得する(学修成果3・5)。</p> | | | | <p>法学・政治学全体の見取り図と、それぞれ別の専門分野間の相互関係を理解する。(専門基礎科目)</p> <p>社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や、政治学・政策学の基礎を理解する。(基本科目I:公共政策系)</p> <p>企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(基本科目II:企業関係法系)</p> <p>国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。(基本科目III)</p> <p>国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(公法学分野)を得る。(応用科目I)</p> <p>国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(政治学分野)を得る。(応用科目II)</p> <p>企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る。(応用科目III)</p> <p>法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。(応用科目IV)</p> <p>法学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。(選択科目)</p> <p>法律実務や行政・企業の現場に触れること、あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて、能動的な思考力や行動力を得る。(法律実務・インターンシップ・特講)</p> <p>外国語の能力を高める。(外国語系科目)</p> <p>法学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。(演習科目)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コース(専攻)のカリキュラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目番号 | 授業科目名 | 学生の学習目標 | 学年 | 前期Q1/Q2 | 後期Q3/Q4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32420 | 税財法B | 所得税・法人税の課税ルールを素材として、そのようなルールのあり方が税負担額や行動選択などの面で納税者どのような影響を与えるのかを説明できるようになる。課税ルールの根拠について理解を深め、課税に関する政策を論ずるための基礎的な能力を身につける。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32429 | 労使関係法 | 憲法28条で保障された労働基本権(団結権、団体交渉権、争議権)がどのようなものであるのか、労働者の権利・利益を擁護するために、労働基本権がどのような役割を果たしているのか、さらに現代の社会・経済の変化の中で、労働基本権の新たな課題が何があるのかを理解する。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32430 | 雇用関係法A | 使用者と労働者間の関係を規制する法制度を理解した上で、労働契約上の権利義務の基本的内容の理解を深める。特に従来から存在してきた労働法の基本理論、またその展開に関する法的知識を修得し、それらを実際の紛争解決のために役立てられるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32432 | 雇用関係法B | 使用者と労働者間の関係を規制する法制度を理解した上で、労働契約上の権利義務の応用的内容の理解を深める。特に社会情勢の変動に応じて複雑な変化を遂げる労働法の現代的展開に関する法的知識を修得し、それらを実際の紛争解決のために役立てられるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32434 | 社会保障法A | 医療保険、年金保険、介護保険などの社会保険制度について基本的な制度の仕組みを理解した上で、社会保障各法の複雑な法律関係を把握する。さらに、これらの理解をもとに、社会変動の中で社会保障制度に課せられた立法政策的課題を分析する能力を身につける。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32436 | 社会保障法B | 社会手当、社会福祉、生活保護などの社会福祉制度について基本的な制度の仕組みを理解した上で、社会保障各法の複雑な法律関係を把握する。さらに、これらの理解をもとに、社会変動の中で社会保障制度に課せられた立法政策的課題を分析する能力を身につける。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32051 | 家族法 | 親族法、相続法に関する基本的論点を理解し、自分の意見を明確にすること。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32444 | 民事訴訟法A | 参加者は、民事訴訟の様々な手続制度や民事訴訟上の法概念について、判例実務や学説の学習を通じて修得し、民事訴訟法学についての基礎を固めることができる。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32446 | 民事訴訟法B | 参加者は、民事訴訟法Aで修得した、民事訴訟の様々な手続制度や民事訴訟上の法概念を活用して、民事訴訟手続における諸問題の解決に応用することができる。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32438 | 会社法C | 会社法の条文を読めるようになること。 会社法を体系的に理解すること。 会社法を具体的な問題にあてはめて、それを解決する方法を理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32440 | 会社法D | 会社法の条文を読めるようになること。 会社法を体系的に理解すること。 会社法を具体的な問題にあてはめて、それを解決する方法を理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32448 | 経済法A | 経済法(独占禁止法)における私的独占の禁止、不当な取引制限の禁止及び課徴金制度の内容について理解を深め、実社会で起きている違反行為とサクションについて分析できるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32450 | 経済法B | 経済法(独占禁止法)における企業結合、不正な取引方法の禁止及び関連する法的手続きについて理解を深め、実社会で起きている違反行為とサクション及び関連法的手続きについて分析と適用ができるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32414 | 行政救済法A | 司法的救済制度としての行政事件訴訟法、行政的な事後救済である不服申立て等の仕組みや重要な法改正、並びに同分野における重要判例等の検討を通じて、行政法関係における私人の権利救済制度の仕組みと意義を理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32416 | 行政救済法B | 司法的救済制度としての国家賠償法制度や損失補償の仕組みや重要な法改正、並びに同分野における重要判例等の検討を通じて、行政法関係における私人の権利救済制度の仕組みと意義を理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32415 | 地方自治法 | 「地方自治法」の体系的理解を通じて、地方自治の存在意義や、国民にとって一番身近な「行政」である、地方公共団体の役割について、理解、把握する能力を養う。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32422 | 国際法C | 1. 多様な人権イデオロギーの存在を認識した上で、国際社会における人権保障の重要性について説明できるようになる。 2. 国際的な問題、特にわが国が関係する国際問題に関心を持ち、講義で学んだ紛争処理の基本原則を元にして、紛争の平和的な処理のあり方について自分の考えを示せるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32424 | 国際法D | 1. 多様な人権イデオロギーの存在を認識した上で、国際社会における人権保障の重要性について説明できるようになる。 2. 国際的な問題、特にわが国が関係する国際問題に関心を持ち、講義で学んだ紛争処理の基本原則を元にして、紛争の平和的な処理のあり方について自分の考えを示せるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32426 | 刑事訴訟法A | 犯罪捜査手続における基礎知識を獲得する。基礎知識をもとに、現状に関する問題点を発見し、解決を思考する力を養うこと。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32428 | 刑事訴訟法B | 刑事裁判手続に関する基礎知識を獲得する。また、刑事訴訟法の体系的理解を深め、あるべき刑事手続を分析する力を身につけることができる。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32459 | 計量分析 | 社会や人間の意識・行動を、数字で表現し分析する計量分析の方法の特質と、その意義や課題について理解を深める。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32461 | 計量分析実習 | パソコンを使用したデータ分析の実習を通じて、社会現象の計量分析の技法の基礎を修得する。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32463 | 政治学各論A | 戦後の日本政治の現実についての一定の知識を得ること、日本政治の現実を政治学的な視点から分析することができるように。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32465 | 政治学各論B | 1. 政治意識についてのいくつかの議論を理解できる。 2. 計量分析による論述を理解できる。 3. 日本人が政治をどのようにとらえてきたかについて手がかりを得ることができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32466 | 行政学(制度) | 政治と行政の関係(政官関係)や統治に関わる制度及び実態、さらには理論を理解し、それらをめぐるさまざまな課題やパズルを解明するための分析力と思考力を身につけること。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32468 | 行政学(管理) | 組織管理や人事管理といった行政組織マネジメントの実態、さらには理論を理解し、それらをめぐるさまざまな課題やパズルを解明するための分析力と思考力を身につけること。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32470 | 地方自治論A | 地方自治に関する基本的事項や諸制度について理解すること。習得した基本的事項や論点について、自分の意見を整理し、説明することができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32472 | 地方自治論B | 地方自治に関する様々な現象について自分の考えを述べることができる。地方自治の意義について自分の言葉で説明することができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32490 | 行政学(政策) | 政策の立案・決定・実施過程に関わる制度や実態、さらには政策の効果を検証するための手法と理論を理解し、それらをめぐるさまざまな課題やパズルを解明するための分析力と思考力を身につける。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針) | | | | コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針) | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|--|----|---|---|--|--|--|---|--|---|---------------------------------------|---|----------------------------|--|--|--|--|
| <p>法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の導入によって、多様な形での討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学<グローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。</p> | | | | <p>【企業関係法コース】 金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。</p> <p>○学修成果 1 法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している 2 法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 3 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している 4 問題を発見すると、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 5 企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業活動にとって必要な知識と能力を身につけている</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 学類のCP(カリキュラム編成方針)、コースのCP(カリキュラム編成方針) | | | | <p>公共法政策コースの学習成果(◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【学類のCP】 法学類では、法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果1)、学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり法学類では公共法政策・企業関係法・総合法という3つのコースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごと設定した専門科目群を学ぶことで、学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る(学修成果3・5)。 また、初學者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を促進する基礎的な能力を身につけた上で、3,4年次には、学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目「法律実務や行政・企業現場に触れる専門科目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4)。 【コースのCP】 1、2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする専門科目群」「企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る専門科目群」「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、企業活動にとって必要な専門知識や能力を修得する(学修成果3・5)。</p> | | | | <p>法律学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。(専門基礎科目)</p> | <p>社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や、政治学・政策学の基礎を理解する。(基本科目I:公共法政策系)</p> | <p>企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(基本科目II:企業関係法系)</p> | <p>国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。(基本科目III)</p> | <p>国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(公法学分野)を得る。(応用科目I)</p> | <p>国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(政治学分野)を得る。(応用科目II)</p> | <p>企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る。(応用科目III)</p> | <p>法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。(応用科目IV)</p> | <p>法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。(選択科目)</p> | <p>法律実務や行政・企業現場に触れること、あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて、能動的な思考力や行動力を得る。(法律実務・インターンシップ・特講)</p> | <p>外国語の能力を高める。(外国語系科目)</p> | <p>法律学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。(演習科目)</p> | | | |
| コース(専攻)のカリキュラム | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目番号 | 授業科目名 | 学生の学習目標 | 学年 | 前期Q1/Q2 | 後期Q3/Q4 | | | | | | | | | | | | | |
| 32481 | 政治コミュニケーション論A | 履修した学生は、日常的に視聴するテレビ・ニュースや新聞から、自分なりの解釈を導出し、自分の考えを客観的に検証できるようになる。そして、その検証方法を学ばせながら、幅広い研究分野、分析手法の存在を知り、いくつかの手法を運用できるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32483 | 政治コミュニケーション論B | 政治・行政広報の役割・歴史の大枠を捉えられるようになる。また、国際(政治)的文脈で今日の政治コミュニケーションが果たしている機能・重要性を理解できるようになる。さらに、日常生活における情報への接し方、その運用の背後にある統治機構の存在と、統治機構の今後の方向性を意識できるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32071 | 商法総則・商行為法A | 商法をはじめとする、商取引における法的規制を理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | |
| 32072 | 商法総則・商行為法B | 商法をはじめとする、商取引における法的規制を理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | | | | |
| 32442 | 手形法・小切手法 | 手形法・小切手法を理解することにより、理論的整合性を追求できるようにすること。 民法に立ち返りつつ、手形法・小切手法を考慮することができるようになること。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32445 | 民事執行・保全法 | 1. 民事執行手続および民事保全手続の概要を理解することができる。 2. 民事執行保全法の解釈論の基本を理解することができる。 3. これらを通じて、民事執行保全法上の具体的な基本問題を把握することができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32447 | 倒産法 | 倒産法上の基本的概念、あるいは原理・原則を正確に理解し、倒産処理手続の構造あるいは手続の流れの中に正確に位置づけられるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32452 | 知的財産法A | 学生は、民法、民事訴訟法を修正している知的財産法の特長を学ぶことになる。有体物及び人格権にのみ排他権を認められている民法に対して、無体物に排他権を認める知的財産法を理解することで所有と占有の関係を代表される民法の原則の理解が深まる。形のないものに対する権利の侵害事実の立証責任の転換を通じて民事訴訟法の原則の理解が深まる。現代社会でますます重要性が高まっている知的財産法は社会変化に対応するため頻りに改正されているため、法の解釈のみならず立法に関する知識も修得する。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32454 | 知的財産法B | 学生は、民法、民事訴訟法を修正している知的財産法の特長を学ぶことになる。有体物及び人格権にのみ排他権を認められている民法に対して、無体物に排他権を認める知的財産法を理解することで所有と占有の関係を代表される民法の原則の理解が深まる。形のないものに対する権利の侵害事実の立証責任の転換を通じて民事訴訟法の原則の理解が深まる。現代社会でますます重要性が高まっている知的財産法は社会変化に対応するため頻りに改正されているため、法の解釈のみならず立法に関する知識も修得する。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32453 | 国際経済法 | 自由貿易の意義と国境を超える経済活動の規律内容を理解し、多角的な視点から経済的事象を法的に説明することができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32456 | 国際私法A | 主題となっている各テーマに関し、私人間の国際的な法律関係がどのように規律されるか、また、国際社会における法をどう見るべきかについて、その基本知識が習得できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32458 | 国際私法B | 主題となっている各テーマに関し、私人間の国際的な法律関係がどのように規律されるか、また、国際社会における法をどう見るべきかについて、その基本知識が習得できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32460 | 国際取引法A | 国際取引に関する適用法規の決定枠組、上記の各種国際取引契約の起草と当事者の利害関係に関する基礎知識、並びに国際取引紛争の予防と解決に関する基礎知識を習得できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32462 | 国際取引法B | 国際取引に関する適用法規の決定枠組、上記の各種国際取引契約の起草と当事者の利害関係に関する基礎知識、並びに国際取引紛争の予防と解決に関する基礎知識を習得できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32474 | 外国法A | 英米法と日本法で、同じ考え方を採用している部分、異なる部分に目を配り、英米法を知ることによって、日本法を再発見できるようになること。具体的には、教養や雑学として知っている外国法に関する知識を、実際の法過程に結びつけて理解し、適切に日本法との比較ができるようになること。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32476 | 外国法B | 英米法と日本法で、同じ考え方を採用している部分、異なる部分に目を配り、英米法を知ることによって、日本法を再発見できるようになること。具体的には、教養や雑学として知っている外国法に関する知識を、実際の法過程に結びつけて理解し、適切に日本法との比較ができるようになること。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32002 | 法理学A | 法理学の課題を説明できる。法理学の基本的概念(規範、権利、権限、法解釈、正義等)を説明できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32004 | 法理学B | 法理学の課題を説明できる。法理学の基本的概念(規範、権利、権限、法解釈、正義等)を説明できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32402 | 日本法制史A | 1. 古代~中世における法制度についての基本的な事項を学習する。 2. 法制度の変遷について、社会的諸関係との連関の中でその理由・原因等を考える。 3. 今日の日本法がどのような歴史的経緯の中で形成されてきたか、その概略についての理解を深める。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32404 | 日本法制史B | 1. 近世・近代における法制度についての基本的な事項を学習する。 2. 法制度の変遷について、社会的諸関係との連関の中でその理由・原因等を考える。 3. 今日の日本法がどのような歴史的経緯の中で形成されてきたか、その概略についての理解を深める。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32406 | 西洋法制史A | 明治時代以降の日本の法体系の1つの重要な支柱をなすドイツの法体系が歴史的にどのような政治的・社会的・経済的条件から成立してきたかを習得する。また、ドイツを中心として西洋諸国の歴史の概略に関する知識を得ることによって、広い視野を養うことができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32408 | 西洋法制史B | 明治時代以降の日本の法体系の1つの重要な支柱をなすドイツの法体系が歴史的にどのような政治的・社会的・経済的条件から成立してきたかを習得する。また、ドイツを中心として西洋諸国の歴史の概略に関する知識を得ることによって、広い視野を養うことができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32410 | 東洋法制史A | 前近代中国法の法典編纂および家族制度に関する基本的な知識が身につく。現代日本法および現代中国法との関連性を理解することができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32412 | 東洋法制史B | 前近代中国法の刑法および裁判制度に関する基本的な知識が身につく。現代日本人の法意識との関連性を理解することができる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |
| 32411 | 法思想史 | 各自の学習経験および将来構想にもとづく学習目標を達成するため、法学類の二つの教育目標に即して、 1. 現実の社会に潜む課題に、法的・政策的な観点から対応できるようにする。 2. 現代社会のルールとその適用、公共的課題に取り組むための総合的に判断できるようにすることを目指す。 具体的には、法を支え動かしていく思想の存在を、西古典古代および西欧近代初頭の法思想史の学習を通じて、認識する。主として歴史の転換点における法思想を学ぶ中で、具体的に、法学的思考の生誕、自然法思想との対峙、人権理念の構築、および国際法思想について、基本的な知識を得る。 | 3 | | * | | | | | | | | | | | | | |

| 学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針) | | | | コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針) | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|--|----|--|--|--|--|--|---|---------------------------------------|---|--------------------------------------|--|----------------------------|--|
| <p>法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の導入によって、多様な形で討論を通して法学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学<グローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。</p> | | | | <p>【企業関係法コース】 金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。</p> <p>○学修成果 1 法学・政治学の学問体系の骨格を理解している 2 法学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 3 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している 4 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 5 企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業活動にとって必要な知識と能力を身につけている</p> | | | | | | | | | | | |
| 学類のCP(カリキュラム編成方針)、コースのCP(カリキュラム編成方針) | | | | <p>公共政策コースの学修成果(◎=学修成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学修成果を上げるために履修することが求められる科目、△=学修成果を上げるために履修することが求められる科目)</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>【学類のCP】 法学類では、法学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果1)、学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり法学類では公共政策・企業関係法・総合法学という3つのコースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る(学修成果3-5)。 また、初學者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的な能力を身につけた上で、3,4年次には、学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4)。 【コースのCP】 1、2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする専門科目群」「企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る専門科目群」「法学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、企業活動にとって必要な専門知識や能力を修得する(学修成果3-5)。</p> | | | | <p>法学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。(専門基礎科目)</p> | <p>社会の公的枠組みを形成している法を対象とする学問分野や、政治学・政策学の基礎を理解する。(基本科目I:公共政策系)</p> | <p>企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(基本科目II:企業関係法系)</p> | <p>国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。(基本科目III)</p> | <p>国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(公法学分野)を得る。(応用科目I)</p> | <p>国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(政治学分野)を得る。(応用科目II)</p> | <p>企業活動に必要となる専門知識や能力を得る。(応用科目III)</p> | <p>法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。(応用科目IV)</p> | <p>法学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。(選択科目)</p> | <p>法律実務や行政・企業の現場に触れること、あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて、能動的な思考力や行動力を得る。(法律実務・インターンシップ・特講)</p> | <p>外国語の能力を高める。(外国語系科目)</p> | <p>法学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力、主体性をもち、多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。(演習科目)</p> |
| コース(専攻)のカリキュラム | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目番号 | 授業科目名 | 学生の学習目標 | 学年 | 前期Q1/Q2 | 後期Q3/Q4 | | | | | | | | | | |
| 32425 | 刑事政策 | 学生の学習目標は、学期の終わりに以下の基本を修得することである。 1. 犯罪の原因について、人の犯罪行動(人間行動の1側面)を学際的に考察できる。 2. 犯罪の対策について、犯罪者、心神喪失者、非行少年、犯罪被害者等への法的対応や学説を理解し、説明できる。 3. 犯罪に関するマスコミや社会での論評等に対して、学術的観点から批判的に検討できる。 4. 犯罪に限らず、物事を幅広い視点又は多角的なアプローチで、より考察できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32485 | 少年法 | 未成年者による犯罪および非行の背景を理解する。未成年者による犯罪および非行に対する法的解決および福祉的解決を学ぶ。未成年者による犯罪および非行を通じて社会における課題を発生し、その解決のあり方を模索する力を身につける。 | 3 | | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32488 | 法医学A | 医学と法の接点における様々な問題について医学の立場から研究し、特に、人の死因の科学的な究明を通して、社会生活上の安全に貢献している法医学の基本的な事項を知り、法学及び社会学諸分野とのつながりについて理解できる。 | 3 | * | | | | | | | | | | | ○ |
| 32489 | 法医学B | 医学と法の接点における様々な問題について医学の立場から研究し、特に、人の死因の科学的な究明を通して、社会生活上の安全に貢献している法医学の基本的な事項を知り、法学及び社会学諸分野とのつながりについて理解できる。 | 3 | * | | | | | | | | | | | ○ |
| 32487 | 法律実務 | 授業で扱われた各事件がどの法律に基づいて解決されているかを理解し、事例ごとにどのような解決が可能か説明することができるようになる。 | 1 | | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32388 | 特講A | (各年度のシラバス参照) | 2 | * | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32389 | 特講B | (各年度のシラバス参照) | 2 | * | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32113 | 哲学概論A | 哲学の基礎的知識や方法を説明できる。 | 3 | * | | | | | | | | | | | |
| 32115 | 哲学概論B | 哲学の基礎的知識や方法を説明できる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | |
| 32117 | 社会学 | 社会学の基礎的知識や方法を説明できる。 | 3 | * | | | | | | | | | | | |
| 32123 | 環境政策論I | 様々な環境問題の特徴を理解し、環境政策の形成から実施にいたる過程を理解すると同時に、そのガバナンスの構造を適切に把握し、分析できるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | △ |
| 32124 | 環境政策論II | 様々な環境問題の特徴を理解し、環境政策の形成から実施にいたる過程を理解すると同時に、そのガバナンスの構造を適切に把握し、分析できるようになる。 | 3 | | * | | | | | | | | | | △ |
| 32127 | 国際関係論1 | グローバル化が進んで国境を超えた人、物、情報の往来が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。 | 3 | | * | | | | | | | | | | △ |
| 32128 | 国際関係論2 | グローバル化が進んで国境を超えた人、物、情報の往来が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。 | 3 | | * | | | | | | | | | | △ |
| 32131 | 国際機構論1 | グローバル化が進んで国境を超えた人、物、情報の往来が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。 | 3 | * | | | | | | | | | | | △ |
| 32132 | 国際機構論2 | グローバル化が進んで国境を超えた人、物、情報の往来が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。 | 3 | * | | | | | | | | | | | △ |
| 32135 | 国際政治史1 | 日本外交史を学ぶことを通じて、近代日本が周辺諸国を含む国際社会とどのように関わってきたのか、それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか、について理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | △ |
| 32136 | 国際政治史2 | 日本外交史を学ぶことを通じて、近代日本が周辺諸国を含む国際社会とどのように関わってきたのか、それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか、について理解すること。 | 3 | * | | | | | | | | | | | △ |
| 32139 | 比較政治学1 | 英語のリーディングやリスニングを上達させる。政治学の専門用語を紹介する。比較的観点から民主主義を理解する。 | 3 | | * | | | | | | | | | | △ |
| 32140 | 比較政治学2 | 英語のリーディングやリスニングを上達させる。政治学の専門用語を紹介する。比較的観点から民主主義を理解する。 | 3 | | * | | | | | | | | | | △ |
| 32204 | 外国書講読 | 外国語文献をより正確に読めるようになる。 | 2 | * | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32228 | 海外語学研修 | 学生は、海外語学研修を通じ、外国語運用能力を向上させ、異文化に属する人々とのコミュニケーション技法を学んでいくことができる。また、これにより、自分自身の視野を広げて将来につなげていくことが期待される。 | 1 | | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32242 | 基礎演習 | 課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようになる。 | 1 | * | * | | | | | | | | | | ○ |
| 32254 | 演習 | 課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようになる。 | 3 | * | * | | | | | | | | | | ◎ |
| 32253 | 法律実務インターンシップ | 志望する就職先とその志望理由を明確にする。就業体験を通じて、自らの適性やこれまでの学習の不足さを理解する。インターンシップ報告会を通じて、自らの体験を多くの人にプレゼンテーションする方法を習得する。 | 3 | * | | | | | | | | | | | ○ |
| 32281 | 卒業論文 | 自分が関心をもつ問題について主体的に研究し、その成果を文章にまとめることができるようになる。 | 4 | | * | | | | | | | | | | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|--|--|---|---|---|------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|---|---------------------|---|
| 学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針) 法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の導入によって、多様な形で討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学<グローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。 | | コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針) 【企業関係法コース】 金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。 ○学修成果 1 法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している 2 法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 3 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している 4 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 5 企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業活動にとって必要な知識と能力を身につけている | | | | | | | | | | | |
| 学類のCP(カリキュラム編成方針)、コースのCP(カリキュラム編成方針) | | 公共法政策コースの学習成果(◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目) | | | | | | | | | | | |
| 【学類のCP】 法学類では、法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果1)、学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり法学類では、公共法政策・企業関係法・総合法学という3つのコースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで、学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る(学修成果3・5)。 また、初學者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を实践する基礎的能力を身につけた上で、3、4年次には、学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4) | | 法律学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。(専門基礎科目) | 社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や、政治学・政策学の基礎を理解する。(基本科目Ⅰ:公共法政策系) | 企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(基本科目Ⅱ:企業関係法系) | 国・地方公共団体・個人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。(基本科目Ⅲ) | 国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(公法学分野)を得る。(応用科目Ⅰ) | 国家・地方公務員の行政職に必要となる専門知識や能力(政治学分野)を得る。(応用科目Ⅱ) | 企業活動に必要となる専門知識や能力を得る。(応用科目Ⅲ) | 法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。(応用科目Ⅳ) | 法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。(選択科目) | 法律実務や行政・企業の現場に触れること、あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて、能動的な思考力や行動力を得る。(法律実務・インターンシップ・特講) | 外国語の能力を高める。(外国語系科目) | 法律学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。(演習科目) |
| 【コースのCP】 1、2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする専門科目群」「企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る専門科目群」「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、企業活動にとって必要な専門知識や能力を修得する(学修成果3・5)。 | | | | | | | | | | | | | |
| コース(専攻)のカリキュラム | | | | | | | | | | | | | |
| 科目番号 | 授業科目名 | 学生の学習目標 | 学年 | 前期Q1/Q2 | 後期Q3/Q4 | | | | | | | | |

学年欄の1は1年次より、2は2年次より、3は3年次より、4は4年次に(早期卒業申請者は3年次より)履修できる科目である。

基礎演習は1年次後期より履修できる。

特講は開講されないことがある。

開講学期は変更されることがある。

一部の科目は隔年開講である。

◎は必修または選択必修科目、○は選択科目、△は他学類専任教員が担当する選択科目である。

各科目の単位数は明記していない(法学類細則を参照のこと)

「哲学概論A」「哲学概論B」および「社会学」は、教職免許取得希望者のみが履修できる科目である。